

## 第3号議案

# 平成29年度事業計画

## 1 会 議

### (1) 総会

平成29年度定期総会(5月26日)及び必要に応じて臨時総会を開催し、会則に定められた審議事項並びに本会の運営に関し、重要と認められる事項について決議する。

### (2) 理事会・三役会

会長が必要と認めたときに開催し、会則に定められた審議事項並びに本会の事業計画及び具体的推進方策について審議を行う。

## 2 免許関係業務

### (1) 原動機付自転車免許申請業務

### (2) 免許証記載事項変更

(上記以外の免許業務は県運転免許センターで扱う)

## 3 運動の強調期間及び強調日

### (1) 各種交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、年末の交通安全県民運動には交通安全県民総ぐるみ運動の推進要綱に基づき、地域における本運動の推進を図る。

- ・ 春の全国交通安全運動(4月6日～4月15日 10日間)
- ・ 秋の全国交通安全運動(9月21日～9月30日 10日間)
- ・ 年末の交通安全県民運動(12月21日～12月31日 11日間)
- ・ 夕暮れ時のライト点灯・前照灯こまめな切り替えキャンペーン  
(10月1日～12月31日 92日間)  
重点日 10月20日・11月20日

各運動期間に合わせて、祈願祭・人の輪作戦・交通茶屋・常駐茶屋・親子ふれあいフェア等を実施し、地域全体に交通安全を呼びかける。

### (2) 「高齢者交通安全日」の推進

(毎月10日 その日が日曜日・祝日の休日及び土曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする)

高齢社会の進展に伴い、高齢者の交通事故が増加していることから広く県民に高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及徹底を図ると共に、高齢者自らが交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故を防止するため次の事項を重点とし、高

高齢者の交通安全を推進する。

- (ア) 高齢者自らの安全行動、安全運転の実践
- (イ) 高齢者に対する思いやり運転の励行
- (ウ) 高齢者を守るための交通環境づくり
- (エ) 高齢者交通安全講習会の実施

(3)「自転車安全利用の日」の推進

(毎月10日 その日が日曜日・祝日等の休日及び土曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。)

平成25年7月施行の「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、県民の間に広く自転車の安全な利用についての関心と理解を深め、自転車の交通ルールの向上を図り、自転車が関与する交通事故防止を推進する。

- (ア) 街頭活動の強化
- (イ) 広報活動の強化
- (ウ) 自転車シミュレーターを活用した講習会の実施

(4)「交通安全の日」の推進

(毎月20日 その日が日曜日・祝日等の休日及び土曜日に当たるときは、これらの日の翌日とする。)

複雑多様化する交通情勢に対処するため、「交通安全の日」を設定し、陸上交通に関係ある機関・団体並びにすべての県民が一体となり、交通安全思想の高揚と実践活動を推進し、安全で住みよい生活環境を確立する。

- (ア) 広報活動の強化
- (イ) 全席シートベルト着用・チャイルドシート使用の徹底と、反射材の普及・活用を図る。
- (ウ) 関係機関・団体と連絡調整し、街頭指導の強化を図る。
- (エ) 交通安全旗他の掲出を促進する。
- (オ) 交通安全のための各種行事を促進する。

(5)「交通事故死ゼロを目指す日」運動の推進

(平成29年4月10日・9月30日)

交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、もって、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものとする。

- (ア) 街頭活動の強化
- (イ) 広報活動の徹底

- (ウ) 情報提供の推進
- (エ) 常駐型交通茶屋の実施
- (6) 交通死亡事故多発緊急事態宣言
  - 県内で交通死亡事故が連続的かつ集中的に多発し、発生状況に応じて「交通死亡事故多発注意報」「交通死亡事故多発警報」「交通死亡事故多発緊急事態宣言」が発令された場合は、行政機関及び各関係機関と協力し、人の輪作戦の実施や広報活動の強化等の対策を推進して、早期に交通死亡事故多発傾向の抑止を図る。
- (7) 各種交通安全キャンペーンの推進
  - (ア) 「創ろう！シルバーセーフティ愛媛」キャンペーン
  - (イ) 「グッドマナーサイクリストEHOME」キャンペーン
  - (ウ) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート  
100%着用キャンペーン
  - (エ) 交差点マナーアップキャンペーン
  - (オ) 飲酒運転追放キャンペーン
  - (カ) えひめ無事故・無違反123コンテスト

#### 4 交通安全教育の推進

##### (1) 交通安全教育指針の積極的な推進

当協会が、警察・自治体などの交通安全活動を行う機関・団体と協力し、学校教育、地域・事業所での集会、交通安全運動期間中の行事等を利用し、講習・教室等を積極的に実施する。交通安全ビデオ・もみじ箱（高齢者疑似体験装置）の貸出事業についてはホームページに掲載。

##### (ア) 高齢者交通安全講習会

高齢者の交通事故防止を図るため、「参加体験型交通教室」を定期的に行い安全意識の高揚を図る。

- a) 自転車シミュレーターの活用
- b) 歩行シミュレーターの活用
- c) 電動車いす講習会の実施
- d) 高齢者向け腹話術の実施
- e) 反射材の効果を視認する実験
- f) 交通安全教育車まもるとあんしん号の活用
- g) 交通安全ビデオの上映

##### (イ) 法令講習会

各支部または事業所の要望を受け法令講習会を開催し、多くの会員が受講できるように推進する。また、各種シミュレーターを活用した講習を取り入れる。

(ウ) 交通安全教室

a) 自転車教室

小・中学生、高校生を対象に正しい自転車の乗り方を指導する。

b) 園児・児童等に対する交通安全教室

幼稚園、保育所の園児・母親及び小学生を対象とした交通安全教室を開催する。

(エ) 反射材の普及活動

夜間の交通事故防止対策で、反射材の積極的な活用を促すため「交通安全の日」にスーパー等の施設を訪れる者に対し、反射材を配布する。

(2) 交通安全作文の募集

児童・生徒の交通安全についての関心を高め、子どもの交通事故防止や作文集を通してドライバーに対する安全運転の向上に資するため、次のとおり作文の募集を行う。また、入選作文への表彰を行う。

- ・募集の期間 7月～9月
- ・応募対象 小学生・中学生

(3) 松山南地区高齢者自転車大会の開催

高齢者に「交通ルールに従った自転車の安全な乗り方」をマスターしてもらい、自転車を安全に利用する気運を高め、自転車利用時の交通事故防止を図る。また、この大会を通して、各支部指導員が自転車の正しい乗り方を再度認識し、地域で指導者としての熟練度を高める。

5 広報啓発活動の推進

(1) ホームページの運用

- (ア) 交通安全協会の活動の様子(交通安全運動・交通教室等)を写真付で掲載
- (イ) 交通安全ビデオ、もみじ箱(高齢者疑似体験装置)、チャイルドシートの貸出事業の広報
- (ウ) 交通安全広報紙「みなみ」を毎月更新。「みなみ号外」については、死亡事故発生時更新
- (エ) 交通事故掲示板にて松山南警察署管内の事故発生状況を随時更新
- (オ) 交通白書の掲載
- (カ) 定期総会議案書の掲載

パソコン用ホームページアドレス <http://www.ankyoinfo>

携帯電話用ホームページアドレス <http://www.ankyoinfo/mobile/>

- (2) 電光表示機の活用(南署前・砥部検問所前)  
各運動スローガン・運動重点・キャンペーン等の放映
- (3) 電子ポスターの運用・放映(南署ロビーに設置)
  - (ア) 各運動スローガン・運動重点・キャンペーン等の広報
  - (イ) 交通事故写真の放映
  - (ウ) 反射材活用の呼びかけ
  - (エ) 早めのライト点灯・ハイビームの推進
  - (オ) シートベルト・チャイルドシートの活用
  - (カ) 南署管内の交通死亡事故発生件数(随時更新)
  - (キ) 当協会の活動内容・活動写真等の放映
- (4) スーパー石井店掲示板「安心・安全だより」の更新

## 6 表彰

各表彰については支部長の推薦に基づいて、表彰上申を行う。

- (1) 松山南交通安全協会長・松山南警察署長連名表彰
- (2) 愛媛県交通安全協会長・愛媛県警察本部長連名表彰
- (3) 四国交通安全協会長・四国管区警察局長連名表彰
- (4) 全日本交通安全協会長表彰  
交通栄誉章緑十字銅章
- (5) 全日本交通安全協会長・警察庁長官連名表彰  
交通栄誉章緑十字銀章  
交通栄誉章緑十字金章